

第五百一十一回
国会

参議院議院運営委員会會議録第十一号

平成十三年三月二十三日(金曜日)
午前十一時四十三分開会

委員の異動

三月十六日

辞任

鶴保 庸介君

補欠選任

入澤 肇君

三月十九日

辞任

入澤 肇君

補欠選任

鶴保 庸介君

櫻井 充君

沢 たまき君

谷林 正昭君

浜田卓二郎君

三月二十一日

辞任

池田 幹幸君

補欠選任

沢 たまき君

三月二十二日

辞任

浜田卓二郎君

補欠選任

池田 幹幸君

三月二十三日

辞任

烟野 君枝君

補欠選任

大沢 辰美君

中川 義雄君

補欠選任

中島 啓雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山崎 正昭君

岩永 浩美君

清水 達雄君

森山 裕君

奥石 東君

藤井 俊男君

風間 昶君

富樫 練三君

大淵 絹子君

委員

鶴保 庸介君

事務局側

事務局長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国立国会図書館側

館長

総務部長

堀川 久士君

川村 良典君

石堂 武昭君

和田 征君

山口 俊史君

斎藤 吉嗣君

大場 敏彦君

阿部 隆洋君

戸張 正雄君

大滝 則忠君

本日の会議に付した案件
○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
○立法事務費の交付を受ける会派の認定に関する件
○本会議における内閣総理大臣の報告及びこれに対する質疑に関する件
○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件
○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(山崎正昭君) ただいまから議院運営委員会を開会します。
まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
事務総長の説明を求めます。
○事務総長(堀川久士君) 便宜私から御説明申し上げます。
本案は、平成十三年四月一日から金融庁に国立国会図書館の支部図書館を置くこととするものでございます。
○委員長(山崎正昭君) これより採決を行います。
本案に賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(山崎正昭君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件、以上両件を一括して議題といたします。
事務総長の説明を求めます。
○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。
参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件は、委員会再編等に伴い、事務局職員の定員を三人減らし、千二百七十八人に改めようとするものであります。
次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件は、関西館(仮称)の施設の引き渡しに備えるため、国立国会図書館職員の定員を平成十三年七月一日から三人ふやし、八百六十八人に改めようとするものであります。
以上でございます。
○委員長(山崎正昭君) これより採決を行います。
まず、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件につきまして、事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。
次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件につきましては、事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、立法事務費の交付を受ける会派の認定に関する件を議題といたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、立法事務費の交付を受ける会派の認定に関する件を議題といたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、立法事務費の交付を受ける会派の認定に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(堀川久士君) 立法事務費の交付を受ける会派の認定は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定により、議院運営委員会の議決によって決定することとなっております。

今回、「さきがけ環境会議」から立法事務費の交付を受ける会派としての所定の届け出がございましたので、本委員会の認定をお願いいたします。

○委員長(山崎正昭君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり、さきがけ環境会議を立法事務費の交付を受ける会派と認定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、本会議における内閣総理大臣の報告及びこれに対する質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、本日の本会議において、米国防衛及びひめ丸衝突事故について森内閣総理大臣から報告を聴取するとともに、これに対し、民主党・新緑風会一人十五分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合おの一人十分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、衆議院から送付されました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うこと

とに意見が一致いたしました。

理事会申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、新議員の紹介でございます。議長は、新たに議席に着されました比例代表選出議員黒岩祐子君を紹介されます。次いで、同君を厚生労働委員に指名いたします。

次に、日程第一 国務大臣の報告に関する件でございます。森内閣総理大臣から米国防衛及びひめ丸衝突事故に関する報告があり、これに対し、齋藤勲君、緒方靖夫君、三重野榮子君の順にそれぞれ質疑を行います。

次に、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、国土交通大臣から趣旨説明があり、これに対し、寺崎昭久君が質疑を行います。

次に、先ほど本委員会を議したしました国立国会図書館支部図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、押しボタン式投票をもって採決いたします。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について起立により採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二時間の見込みでございます。

○委員長(山崎正昭君) ただいまの事務総長説明

のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案要綱

金融庁に、国立国会図書館支部金融庁図書館を置くこと。

二 この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。

〔附則関係〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律昭和二十四年法律第百一号の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部防衛庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部金融庁図書館 金融庁

附則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

理由

金融庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館法の規定により行政各部門に書かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)

改正案

現行

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

(略)	(略)
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部金融庁図書館	金融庁
(略)	(略)

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

(略)	(略)
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部金融庁図書館	金融庁
(略)	(略)

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程(案)

第一条 参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百八十一人」を「千二百七十九人」に改める。

第二条 参議院事務局職員定員規程の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百七十九人」を「千二百七十八人」に改める。

附則

1 この規程中第一条の規定はこの規程の議決の日から、第二条の規定は平成十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の参議院事務局職員定員規程第一条の規定は、平成十三年一月三十一日から適用する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案新旧対照表

第二条による改正後	第一条による改正後	現行
第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、千二百七十八人とする。	第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、千二百七十九人とする。	第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、千二百八十一人とする。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「八百六十五人」を「八百六十八人」に改める。

附則

この規程は、平成十三年七月一日から施行する。

問及びえひめ丸衝突事故に関する報告について

報告 森 内閣総理大臣

質疑 齋藤 勤君(民) 一五分

緒方 靖夫君(共) 一〇分

三重野榮子君(社) 一〇分

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

趣旨説明 扇 国土交通大臣

質疑 寺崎 昭久君(民) 一五分

(緊急上程予定)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国立国会図書館職員定員規程の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)

改正案

国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、八百六十八人とする。

現行

国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、八百六十五人とする。

附則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

国立国会図書館支部金融庁図書館 金融庁

立法事務費の交付を受ける会派結成届

会派名 さきがけ環境会議

結成年月日 平成十三年三月十六日

代表者氏名 中村 敦夫

所属議員数 二名

所属議員名 中村 敦夫 黒岩 秩子

経理責任者 中村 敦夫

三月二十三日(金)の議事予定

新議員の紹介

黒岩 秩子君(比例代表選出議員)

厚生労働委員に指名

日程第一 国務大臣の報告に関する件(米国訪)

平成十三年三月二十七日印刷

平成十三年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B